

平成 29 年度 9 月 第 6 回 美浦村 定例 教育 委員会 議事 録

- 開会日時 平成 29 年 9 月 25 日 (月) 午前 9 時 30 分
 ○閉会日時 平成 29 年 9 月 25 日 (月) 午前 10 時 20 分
 ○開会場所 美浦村役場 3 階 委員会室

○出席委員

- 教育長 糸賀 正美
 教育長職務代理者 山崎 満男
 委員 小峯 健治
 委員 浅野 千晶
 委員 栗山 秀樹

○出席事務局職員

- 教育次長 中澤 眞一
 学校教育課長 菅野 眞照
 子育て支援課長 藤田 良枝
 生涯学習課長 木村 光之
 美浦幼稚園長 鈴木 美智子
 大谷保育所長 小崎 佐智子
 木原保育所長 沼崎 公江
 生涯学習課係長 正慶 將暢

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議 案 名 及 び 内 容	可否
議案第 1 号	美浦村立学校管理規則の一部を改正する規則	可決
議案第 2 号	美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則	可決
議案第 3 号	美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	可決
議案第 4 号	美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令	可決
報告第 1 号	美浦村立学校事務の共同実施に関する要綱の制定について	—
報告第 2 号	美浦村光と風の丘公園多目的広場管理運営要綱の制定について	—

教育長 それではただいまより平成 29 年度第 6 回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議には、委員の皆様全員出席いただいております。教育委員会会議規則第 17 条第 1 項によりまして、議事録署名人を指名いたします。浅野委員にお願いしたいと存じます。会議規則第 16 条の規定によりまして提出事案に関係する担当職員といたしまして、生涯学習課の正慶係長が出席しております。

【議案第 1 号 美浦村立学校管理規則の一部を改正する規則】

学校教育課長より説明

【 質 疑 】

小峯委員 学校事務の共同実施市町村別実施状況の平成 21 年度のところ。
これは、学校校運営支援等となっているんだけど。文字が抜けているのか余分なのか。読みにくいので教えてください。

学校教育課長 別刷りの資料、学校事務共同実施の地図のある平成 21 年度の 2 行目「するための」から始まるところのご指摘ですが、この資料は県の学校事務の共同実施に係る茨城県の資料の写しを提出させていただいております。おそらく「学校校務支援」だと思われれます。校務の運営支援等ということで 21 年度に調査研究を行ったという書きぶりになっているのではと思います。

小峯委員 明確に「教員の抱える事務負担を軽減する」となっているんですが、ここでいう「教員の抱える事務負担を軽減」というのは、何を指して言っていますか。

学校教育課長 平成 21 年度の県の方針の改正の際の記載となっておりますので、その部分については後日資料を取りまとめまして、皆様にご提示をしたいと思っております。

この部分が、先ほど私が申し上げました国の法律改正より先に、県で既に共同実施が先行していたというところの一つ流れでございまして、平成 14 年、平成 18 年で研究を行い、さらに平成 21 年度には中身を拡大したという県の事業の流れがここに記載してあります。

本村におきましては、先ほど申し上げましたように、学校は 4 校しかございません。実はこういう共同実施が行われる以前から旅費の支給等に関しては、美浦村役場に集まり、共同で検討したり、相互にチェックをしながら事務業務を行っていたという実績が既にございました。

したがいまして、本村においては、この共同実施の枠組みを新たにつくり制度化をして、主任を定めてというようなことをやらずとも既にそれに近い成果はあがっておったところでございますが、今般、県の部分それから国の法律改正がございましたので、一応制度化を図るということで今回上程をさせていただいたところでございます。

【議案第1号 美浦村学校管理規則の一部を改正する規則 原案通り可決】

【議案第2号 美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則】

子育て支援課長より説明

【質 疑】

小峯委員

何点かあります。まず6ページでは、ここに個人番号とあるのが、今言った国の施策との関連だと思うんですが、今朝の情報では今年度は無理だろうと、来年以降にずれ込むだろうという情報があります。それで、ここに個人番号を入れることで、本来は何もせずにカードを持っていけばできるはずだったのが、全くできていないという状況の中で、この申請書だけは個人番号をこうやって求めるのか。これが1点目。

2点目は、下の利用希望施設名と順番とあるんですけど、この順番という表現をいろいろあちこちの美浦村のやつを探してみたんですが、見当たらない。この順番というのは第1希望、第2希望と書いてあるのでわかるんですけど、これを入れた意図。これを教えてください。

それから7ページのところ、誓約及び同意書とありまして、広辞苑を調べてもこの誓約と同意というのは、ほぼ同義語なんですよね。ここ重ねている意味が何かあるのか。これを教えてもらいたい。

それから、文章ですが、55字から53字まで、バリエーションにとんでいるんですね、これ右端をみるとわかるんですけど。カッコとかぎのところはそれで1字とすると、1行目が54字になるんですけど。1番大きいのは、4番目の55字。こういう形は何か意図があるのかどうか。それから8ページ、リード文のところ最初のところの2行目「認定が取り消されることを確認し」とあるのですが、他では「取り消される」というような表現になっていたりして、この取り消しという「し」が必要なのかどうか。それから、母の状況のところですが、6ページでは保育利用の理由のところ、6番求職活動中というのがあるんですね。この8ページのところではそれがなくなっている。これは継続確認だからそうなのかどうか。ただし今状況としては、半

年、1年では恐らく就職はできない状況というのもあったりして、求職活動がないということの意図は何か。

以上について教えてください

子育て支援課長 1点目。個人番号との取り扱いについては、実は6月から個人番号を使った確認等の連携が試験的に始まっておりましたが、10月から国では施行しなさいというような形で積極的に進められている状況になります。

先ほどご指摘の、この件に関して延びるという話の通達はまだありませんので、連携をもとに個人番号での部分が進められているというような状況になっております。様式は、国をモデルにした申請書及び現況届のひな型が茨城県より来ておりますが、システム上電子申請を行うという都合から大きな申請書等の変更はできないということがありました。その中で、各市町村である程度確認をしたものを上程させていただいたものになります。

この契約及び同意書も、ひな形で示されているものになりますので、ご指摘の件については国と県の様式に合わせておりますという回答になります。

様式第2号の母親の求職の欄がないというご指摘ですけれども、申請の際に求職の扱いは3カ月90日までは申請の段階で、入ってから90日間は求職の扱いを認めているような状況になります。その90日間で、なるべく仕事を探していただき、就労証明書をあげていただくというような流れになってきておりますので、現況届に関しては、11月頃の実施を考えております。

入ってから11月ということは、就職が決まっている途中での入所の方には、猶予期間があり、それに合わせて進めております。現況届時の通常の場合には、仕事をしているということで現況届継続の確認を行います。

教育長 先ほど小峯委員からご指摘のあった8ページの様式2号の2行目ですね。認定が取り消しされることの、この「し」ですね。この表現についてはどうでしょうか。

子育て支援課長 確かに取り消しの「し」のあるなしが関係してくると思いますが、この表現も今、示されているひな形の表現となっております。

小峯委員 だから変えなくていいということにはならないと思うのですが。7ページの誓約及び同意書の2行目「利用の決定を取り消されても異議ありません」と整合が合わないということを指摘したいわけです。

そうするならばここが「取り消しされても意義ありません」とならなければおかしいというわけです。この件についての判断は行政にお任せします。

教育長 指定された県の様式なり国の様式ということであれば、そこを確認していただいて、それに基づいて対応していきたいと思います

【議案第2号 美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則 原案通り可決】

【議案第3号 美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則】
子育て支援課長 説明

【質 疑】

小峯委員 15ページ、比較表が「新・旧」となっています。今までは「現行・改正後」です。見づらいというか、間違ったかと最初に思いました。何か基準があればしょうがないですけど、できるだけ目が一定になった方が間違いありませんので。以上です。

教育長 資料の作り方については統一して、作らせていただきたいと思います。

【議案第3号 美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則 原案通り可決】

【議案第4号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令】
生涯学習課長より説明

【質 疑 な し】

【議案第4号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令】
原案通り可決

【報告第1号 美浦村立学校事務の共同事務に関する要綱の制定について】
学校教育課長より説明

【質 疑 な し】

【報告第1号 美浦村立学校事務の共同事務に関する要綱の制定について】
報告終了

【報告第2号 美浦村光と風の丘公園多目的広場管理運営要綱の制定について】
生涯学習課長説明

【質 疑】

小峯委員 芝生の状況なんですけど、昨年だったかな。見に行きました。ちょっとひどい状況がやっぱりありますよね。通常は芝生が完全に回復するまでは、中に入れなくてという形で養生しているんだと思うんですけど、今回運動靴だったらいいとか、グランドゴルフだったらいいという判断の基準がよくわからないんですけど。例えば、先ほどスポーツ推進審議会会長に審議をしてもらったということですが、その辺の判断も含めて教えてください。

生涯学習課長 一時は高低差があつてでこぼこの状況でした。部分的に芝を植え込んで短く刈ることが良いそうなので、手入れはしてありますけども、現在は一時よりはいい状態になっております。ですからロープも外したわけで、貸し出せる状況にあると判断しました。ですが、何の約束事もない状況で貸出はできないと考えましたので、要綱を作成し貸し出すことになりました。

小峯委員 先日、光と風の丘公園ぐるっと回ってきましたが、あれでいいというのはやっぱり評価の違いかな。判断は、私はまだ早いかなと思っただけです。

【報告第2号 美浦村光と風の丘公園多目的広場管理運営要綱の制定について】
報告終了

【その他】

【教育いばらき及び保育所の終了式について】

小峯委員 教育委員会月報等も大変参考になるのですが、まず足元。県でこういう資料をだしていますので、毎回配布いただければという希望です。年間予定の中に保育所の終了式の予定が書かれてないので、終了式を教えてください

学校教育課長 教育いばらきについては、確認して配布いたします。

大谷保育所長 保育所の終了式は3月23日金曜日です。

【光と風の丘公園の木製遊具について】

栗山委員 光と風の丘公園の施設の木製の遊具のエリアが、おそらく老朽化ということで使用禁止、立入禁止になっているようなのですが、復旧がいつぐらいの予定なのかということと、夏休みにロッジハウス等のバーベキュー施設を使わせていただきました。その際に、上り口のところですかね。コンクリート舗装されているところの、どんつきの手前、両サイドに少し車が停められるスペースがあって、一時的に荷物を運んだりするためのスペースだと思うんですけど、そこを駐車場として利用している車がありました。通常宿泊する車は下のテニスコートの下のところの駐車場を利用することになっていると思うのですが、多分近いから、停めたと思うんですね。今後、標識や看板など何かが必要なのかなと思ひまして、その辺の対応というか、どういうふうな考えがあるのか教えてください。

生涯学習課長 ではロッジハウスの件からお答えします。多分、利用されている方がそこに停車していたと思うのですが、標識等をたてるように検討したいと思ひます。

社会体育係長 公園内の遊具は、子ども広場の遊具を昨年度から順次交換の作業をしているところです。今年度も既に契約は済んでおりまして、納品待ちの状態です。あともう1年かけて、子ども広場の遊具は更新を完了したいと考えておりますので、来年度の予算査定の時期に要望を出したいと考えております。このFRP遊具、子どもたちが登って遊べるような動物の遊具があるんですが、こちらはFRPを修繕できる業者さんを見つけることができましたので、無理に交換せずとも修理で対応可能なものは、修理をしていきたいと考えており、現在見積もりを依頼しております。その金額によっては今年度中に修繕が可能だと考えております。

アスレチック遊具は、その後に交換したいと思ひています。木製の遊具ということで、かなり腐食が激しい状態です。また古い遊具のため、製法も腐りやすいつくり方をしてしていると業者には指摘を受けましたが現在のものであれば、腐食の進行が遅い木製遊具の提供が可能だということをお願いしておりますので、まず今年度の3カ年計画にのせて、可能であれば、再来年の予算に計上したいと考えております。